

2026年派遣（2025秋選考） スティーブ山田スカラシップ 募集要項

この奨学金制度は、神戸市外国語大学卒業生のスティーブ山田氏より御恵贈いただいた篤志を活用して、本学から海外へ留学する学部生・大学院生であって、経済的に困窮している優秀な者に対し奨学金を給付し、留学を支援するものです。

スティーブ山田氏は、アメリカ・ニューヨークではほぼ無一文からビジネスに携わり、メイプロインダストリーズ株式会社を立ち上げ、サプリメント市場で大成功を収めた日本人です。

スティーブ山田氏が日米間の架け橋となっているように、本奨学生にも日本と世界の架け橋となる学生を求めます。どのような夢を持ち、留学を通じてどのような勉強を行い、それを帰国後本学での勉強にどのように活かし、将来社会へどのように還元するのか、明確なビジョンを持つ学生を求めます。

1. 募集人数

若干名（該当者なしの場合あり）

2. 応募資格（下記すべてを満たすこと）

- (1) 本学学部生・大学院生（2026年度大学院入試に合格し、モナッシュ大学大学院・ナバラ大学大学院とのダブル・マスタープログラムに参加する者を含む）
- (2) 交換留学・認定留学の基準に準ずる海外の大学・大学院またはこれに相当する教育・研究機関へ1年（1 Academic Year）以上留学する者。
なお、交換留学・認定留学・休学留学の別は問わない。
- (3) 留学の目的と計画が十分に練られたものであること。そのため、2年生以上の応募を推奨する。
- (4) 応募時点で留学希望先大学から入学許可を得ている、あるいは出願要件を満たしている者。
- (5) 過去に本奨学金を受給したことのない者。（過去申請し不採用だった者の再応募は可）
- (6) 本奨学金は、本学の留学補助金並びに本学に枠割り当てのある他の奨学金との併給は不可とする。但し、同一の留学計画に対し、官民協働留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN」またはその後継となる奨学金制度の受給が決定した者に対する本奨学金の支給総額は、同制度による支給月額に留学月数を乗じた額を超えないこととする。
- (7) 奨学生としての責任と義務をきちんと果たせる者。（書類の提出、報告、オリエンテーション、危機管理セミナーへの対面出席、等）
- (8) 心身共に健康で長期の留学、海外生活に耐えうる程度健康である者。
- (9) 主体性、自主性があり、不測の事態に対処できること。
- (10) 大学が指定する諸義務に対応出来ること。留学期間を満了し、留学期間終了後は原則1か月以内に速やかに帰国すること。
- (11) 家族のサポートがあること。
- (12) 留学先国が、渡航時点に本学の定める「海外危険情報対応基準」で渡航可能となる見込みがあること。
- (13) 以下の家計基準を満たす家計収入が厳しい者。家計については以下の基準のみならず、家族構成や家庭状況（障害者・要介護者がいる家庭、母子・父子家庭など）も考慮する。

【家計基準】

応募資格の目安として、世帯の総所得が下記となる家計であること。

世帯人数	総所得
2 人	396 万円未満
3 人	424 万円未満

4 人	458 万円未満
5 人	478 万円未満
6 人	500 万円未満
7 人	524 万円未満

- (14) スティーブ山田氏のフィロソフィを理解している者。(山田氏の著書『潜在意識にまで透徹する強烈な持続した願望を抱いて行動する！ 稲盛フィロソフィで描いた夢をアメリカのサプリメント事業で実現した日本人』を読んだ感想を一次選考(応募エッセイ)にて評価します。)

3. 留学期間

- 1 年間 (2026年1月～2026年12月に留学を開始すること)
 ※原則、前期または後期の定期試験を終えてから出発すること。
 ※留学期間が 1 年以上の場合も支給は 1 学年間分とする。

4. 留 学 先

- (1) 学 部 生 海外の大学またはこれに相当する教育・研究機関 (語学学校不可)
 ※交換・認定留学生の場合、留学先での学修内容は、各留学制度に準じたものであること。
 (2) 大学院生 海外の大学院の修士課程・博士課程またはこれに相当する研究機関

5. 支給内容

- (1) 留学先大学の授業料相当額 (上限200万円とする)
 ※交換留学生及びその他の奨学金による授業料補助がある場合は、支給しない。
 ※正規の学期の授業料のみを対象とする。集中講義等の費用は含まない。
 ※為替レートは、支給時点の財務省告示「支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」に基づく。
 (2) 準 備 金 (150万円を上限とし留学先国・地域毎に支給額を決定する)
 (指定地域 150万円、甲地域 120万円、乙地域 100万円、丙地域 90万円)

注： ①(1) + (2) の合計は350万円以内とする。
 ②留学期間が 1 年以上ある場合、支給は当初の 1 学年間分とする。

6. 応募方法

- (1) 提出書類
 ①応募用紙
 所定の様式 (申請書及びエッセイ) を下記のサイトからダウンロードし、必ずタイプ入力して作成すること。添付する写真は提出日の3か月以内に撮影したものであること。
<https://www.kobe-cufs.ac.jp/international/center/yamada-scholarship.html>
 ②エッセイ
 エッセイには、スティーブ山田氏の著書を読んだ感想を含めること。
 ③語学能力試験証明書
 語学能力試験の結果 (留学先大学等の出願・入学要件に語学能力試験のスコアが含まれる場合は必須、そうでない場合は、英語圏についてはTOEFLiBT 61、IELTS 5.5、英検準1級(2300点)、GTEC1245点、TOEIC800点、ケンブリッジ英検168点(FCE)以上。オンラインスコア不可。)
 ④留学先大学等の入学許可を取得している場合は、それを証明できるもの
 応募時点で未取得の場合は、上記②等、入学要件を満たしていることが分かるものを提出し、後日、入学許可書が取得でき次第提出すること。交換留学に合格している者は不要。
 ⑤住民票の写し (同一世帯全員分)
 ⑥所得に関する書類：下記のすべてを提出すること。ひとつでも欠けている場合は、受付で

きません。イ、ウ、エは該当者のみ提出が必要です。

ア：令和7年（2025年）1月1日現在の住所地の市町村役所が発行する「令和6年度市町村民税、所得証明書」（令和6年（2024年）1月～12月の収入額の証明）または「課税証明書」（学生以外の家族全員分）

※源泉徴収票・確定申告書の提出は受け付けません。

※市町村が発行した収入及び所得控除の金額の記載があるもの

※令和6年1月1日から12月31日までの所得に基づくもの

※父母が離別又は死別でひとり親の場合は、それが分かる戸籍謄本・抄本の写しも併せて提出してください。なお、父母がおらず別に応募者の生活を支えている者がいる場合は、国際交流センターへ事前に相談してください。

イ：直近3か月分の給与証明書および令和6年の源泉徴収票

令和7年1月以降に会社や職場を変わったり、就職した場合は、アに加えて、現在の勤め先会社が発行する直近3か月分の給与証明書および令和6年の源泉徴収票、を提出してください。（パート・アルバイトを含む）

ウ：生活保護、障害認定、介護認定等にかかる証明書

生活保護を受けている場合は保護決定（変更）通知の受給金額が記載されたもののコピーを提出してください。その他特別な事情がある家庭は、それが分かる公的な証明書のコピーを提出してください。

エ：主たる家計支持者が単身赴任等のやむを得ない事由により別居している場合、特別に支出している住居費・光熱・水道費・家具・家事用品等、直近6ヶ月分の領収書をもとに算出した経費の年間見込額を控除します。単身赴任証明書、住居費・光熱費については自己負担のみが控除となります。会社負担分は控除なしとします。

⑦健康状態申告書

大学院生は、上記に加え下記も提出すること

⑧指導教員による推薦書（ダブル・マスタープログラム参加者は任意）

⑨研究論文等（任意）

⑩留学先大学院の指導教員との連絡履歴や入学許可書等、受入れ承諾が分かるものがある場合、その写し。

⑪モナッシュ大学とのダブル・マスタープログラムに参加する者にあつては、本学大学院の合格通知の写し。

⑫学部生時の成績証明書（GPA）

※本学の学部生が大学院生へ進級する場合は不要。外部の学部生の場合は必須（GPA何点満点かも合わせて知らせること。）

(2) 提出方法 ①はExcel、②～⑫はPDFで、メール添付により提出。 ⑤住民票と⑥所得に関する証明書は原本のコピーを紙媒体で提出すること。

件 名：スティーブ山田スカラシップ応募（学籍番号・氏名）

応募資料のメール提出時には、それぞれ「学籍番号_①応募用紙」の要領で名前を付けて添付すること。 例：A12345_②IELTSスコア 等

大学院合格者で学籍番号のない者は、学籍番号の部分に氏名を記入すること。

(3) 提出先 神戸市外国語大学国際交流センター

study-abroad@office.kobe-cufs.ac.jp

メール送信後翌日までに受領メールが届かない場合は送信出来ていない可能性があるため、問い合わせること。

7. 受付期間

2025年11月4日（火）～11月7日（金）17時締切厳守

8. 選考方法

- 一次選考：書類審査（成績含む）
- 一次選考結果発表：2025年11月20日（木）通知予定
- 二次選考：面接 2025年11月26日（水）午後（日程変更は不可）
- 合格発表：2025年12月4日（木）

9. 審査基準

- (1) 本奨学金の趣旨を満たす学生であること
- (2) 留学の目的及び目標が明確であること
- (3) 留学による学修の達成目標が適切に設定されていること

10. 授賞式

2025年12月17日（水） 本学で実施予定

※出席できなければ奨学生としての資格は取り消されます。帰国後の報告会も次年度の同時期に開催予定です。両方に参加義務があります。

11. 奨学生の義務

決定者は、留学の種類に関わらず、以下のとおり本学の派遣留学生に課される義務と同等の義務を負います。

- (1) 授賞式並びに帰国後報告会への出席。
- (2) 留学にかかる誓約書の提出。
- (3) 出発前オリエンテーション、危機管理セミナーへの参加。
- (4) 海外旅行保険、本学指定の危機管理サービスへの加入。
- (5) 出発前に所定の書類を、帰国後に所定の留学報告書および成績証明書を提出すること。
- (6) 定期レポートの提出。
- (7) 交換・認定留学生は、別途、制度に従って単位認定等の手続きを行うこと。
- (8) 本学の「海外危険情報対応基準」に準じ、
 - ① 渡航時点で留学先国が外務省海外危険情報でレベル2以上の場合は、渡航を中止すること。
 - ② 渡航中に留学先国が外務省海外危険情報でレベル2以上となった場合は、速やかに留学を中断し帰国すること。

12. 留意事項

- (1) 応募書類提出後は、原則として留学内容の変更は認めません。留学内容は十分に考慮した上で、応募すること。
- (2) 交換・認定留学制度での留学を希望する者は、別途それぞれの学内選考へ応募すること。その場合、留学先は本奨学金応募時の留学先と同一であること。
 ※但し、認定留学及び休学留学で、第2希望大学でも本奨学金への応募を希望する場合は、留学先を第1希望校としたものと第2希望校としたものの2種類の応募用紙を作成し、同時に提出すること。留学内容の相違は認めないため、エッセイは1通のみとする。
- (3) 留学先大学への出願、ビザ申請等、留学に伴う全ての手続き並びに経費の支払いは、奨学生が各自で責任をもって行うこと。
- (4) 奨学生として留学するに際しては、本学の派遣留学制度での留学と同等の義務がある。
- (5) 奨学生に決定後、応募時の留学計画から留学内容を変更した場合は、決定を取り消すことがある。その他、虚偽の申請や奨学生としての責務を果たさない場合には、決定を取り消すものとする。
- (6) 他の奨学金にも併せて申し込む場合は、その奨学金支給団体が併給を認めているかどうかを各自でよく確認すること。
 ※なお、本奨学金に合格した場合は、原則辞退は出来ません。
- (7) 本奨学金の支給は、留学開始時期に関わらず、2026年4月以降とする。
- (8) 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給停止又は奨学金の返還を請求

することがある。

- ①留学を辞退したとき。
 - ②支給対象留学期間の途中で正当な理由なく帰国したとき。
 - ③留学先大学での学業成績が不良のとき。
 - ④病気・死亡その他の理由により勉学又は研究を継続できる見込みがないと認められるとき。
 - ⑤虚偽の申請その他不正な手段により、奨学金の支給を受けたとき。
 - ⑥留学期間途中で留学を中断または本学を退学したとき。
 - ⑦前各号に掲げるもののほか、学業又は素行の不良等、奨学金を支給することが適当でないと認められるとき。
- (9) 留学先国への渡航制限等や、留学先大学が提供する学習環境の変化により奨学生の留学目的が遂行出来ない真にやむを得ない理由がある場合にのみ、審査を経て留学の延期を認め、最長1年まで、受給資格を持越すことができる。
- (10) 自己都合による留学の延期は認めない。

13. 問い合わせ先

神戸市外国語大学 国際交流センター

Tel: 078-794-8171 E-mail: study-abroad@office.kobe-cufs.ac.jp